
[総合地域研究所 令和3年度「共同研究」報告]

研究課題 「震災伝承と伝承を活かしたまちづくり」

震災伝承方法の検討と課題

研究代表者：矢 口 和 宏（敬愛大学経済学部教授）

研究分担者：根 本 敏 則（敬愛大学経済学部教授）

石 井 一 郎（（一財）港湾空港総合技術センター）

加 藤 博 敏（復建調査設計株）

藤 森 孝 幸（敬愛大学地域連携センター長）

I はじめに

阪神・淡路大震災から28年が経過し、本年3月には東日本大震災から12年が経過する。この2つの大震災は、今後の防災・減災対策や災害に強いまちづくりを考えるうえでは重要な教訓を与える。過去の経験から学ぶことは、再考の余地がないほど重要である。

震災がもたらした影響は、建築物の倒壊やインフラの破壊等の物理的被害、人間の精神への負担など様々あるが、問題はそこから得られた知見を今後の教訓としていかに次世代に伝えていくかである。このことは震災伝承の問題であるが、震災復興や復興まちづくりにおいては、震災からの教訓をいかに次世代に伝承していくかということも考慮されなければならない。特に、そう遠くない将来に高い確率で起きることが予想されている南海トラフ等の大地震への備えということからも、震災伝承は重要な課題になる。

日本は地震が多く、東日本大震災の被災地である三陸海岸に面した地域は、これまで何回も津波災害に襲われてきた。実際、過去の津波災害から得られた教訓が活かされたことで、被害を最小限に抑えたという事例もある。その代表例が、岩手県釜石市の「津波てんでんこ」という古くから伝わる民間伝承である。その一方で、近年、震災被害の様子をパネルで展示し、震災当時の様子を映像で放映している資料館的な施設が整備されてきている。このような施設は伝承施設と呼ばれる。さらに、震災被害を受けた建築物等をそのままの形で保存していることもある。これは震災遺構と呼ばれている。このような伝承施設や震災遺構は、震災の恐怖やそれに備えるための知恵を、次世代への教訓として活かすことを可能にする。

本稿は、震災伝承に焦点をあて、伝承方法の検討や課題を論じる。特に、東日本大震災以降、被災地には数多くの伝承施設が建てられており、それらへの訪問者も増加しているという現状がある。しかし、既存の調査・研究は、震災伝承や伝承施設の現状をそのままの形で受け入れ、震災伝承のあるべき姿を論じたものが多い。そのような状況をふまえ、そもそも伝承方法にはどのようなものがあるのか、個々の伝承方法がどれくらい次世代に浸透するのかという点に着目することも重要であると考えた。これは、より効果的な震災伝承を議論することと同義である。このような問題意識のもと、本稿では、伝承方法の性質（ハードかソフトか）、耐久性、継続性という視点から比較検討を行い、そこから新た

な知見を見出すことを目的としている。

なお、本稿は『敬愛大学総合地域研究所・令和3年度共同研究「震災伝承と伝承を活かしたまちづくり」(研究代表者：矢口和宏)』の研究報告としての性格をもっている¹⁾。

II 先行研究

東日本大震災の震災伝承を総括的に論じたものに、原田（2020）や今村（2022）がある。原田（2020）は2019年に設立された「一般社団法人3.11伝承ロード推進機構」の活動をもとに、伝承施設の実態や伝承ツーリズムの方向性について述べている。一方、今村（2022）はこれまでの伝承方針を概観したうえで、災害の記録を残していくには、災害、伝承、学び、防災文化の形成といったルートをたどることが重要だと主張している。

根本他（2021）では、東日本大震災の伝承施設や震災遺構の現地施策を行い、震災伝承に向けての今後の課題を論じている。また、根本・矢口（2021）は伝承方法を整理したうえで、それらを①石碑、②災害遺構、③災害資料展示施設、④災害研究施設、⑤語り部、⑥書籍（災害記録誌・災害研究論文）に分類し、個々の伝承方法の持続可能性に関わる課題を論じている。

震災伝承を、震災伝承施設の来訪や訪問の視点から論じたものに門倉他（2019）や渡邊他（2021）がある。門倉他（2019）は、仙台市にある伝承施設と震災遺構の来訪経験を元にしたアンケート調査を実施し、施設や震災遺構に来訪する人の特徴や、それらが防災に対する関心、自信、知識に与える影響を多変量解析の手法によって明らかにしている。渡邊他（2021）は、アンケート調査により、伝承施設を訪問した目的、訪問時に期待したこと、そして伝承施設見学後の防災行動にどのような影響を与えたかなどを分析している。

これら二つの研究からは、「荒浜小学校」（仙台市）や「気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館」のような震災遺構は、防災に対する知識、自信、防災行動の変化に有意な結果をもたらすことを統計的に明らかにしている。また、伝承施設や震災遺構への訪問者は、それだけを主目的とするのではなく、観光ルートの一つとして考えている人が多いことを示している。

五十嵐（2018）は、岩手県の震災遺構「たろう観光ホテル」と「奇跡の一本松」（高田津波復興祈念公園内）を事例にした検討を行っている。震災遺構をそのままの形で全面的に押し出す形で保存していくことと、遺構の周辺を整備してそれを公園の背景に留めておくという保存方法の違いが、まちづくりのスタンスや伝承に対する姿勢を外にアピールする機会になることを示している。

阪神・淡路大震災を事例としたものに島他（2010）がある。被災地である神戸市民と非被災地である横浜市民へのアンケート調査を通じて、大震災の忘却と大地震への備えを調査し、震災経験の有無によるそれらの違いをみている。大震災の忘却については被災地と非被災地では有意な違いがみられるが、大地震への備えという点では両者に有意な差はないという結論を得ている。

III 伝承の現状

本章では東日本大震災の震災伝承の現状を示す。まず、被災地において整備、保存が進められている伝承施設と震災遺構をとりあげる。そして、仙台市と宮城県が実施したアン

ケート調査をもとにして、被災地の人達は伝承に対してどのような意識をもっているのかを確認する。

(1) 伝承施設・震災遺構

震災直後の 2011 年 5 月に、東日本大震災復興構想会議から復興 7 原則が提示された。その第一原則には、復興の原点（追悼と鎮魂）と教訓の伝承・発信が位置づけられた。その意味では、震災伝承は震災復興の初期段階から重要な課題だと認識されていた。こうした状況下のなか、被災地の自治体は、様々な伝承施設の整備、震災遺構の保存、石碑や祈念碑の建立を行ってきた。なかでも震災遺構に関しては、はやい段階から政府の支援がなされた。2013 年 11 月 15 日に復興庁が、復興交付金により遺構の保存にかかる初期費用、もしくは保存しない場合にはその撤去費を支援することを発表した。支援対象は市町村ごとに 1 か所までという、一自治体一施設が原則になっている。また、被災三県（岩手、宮城、福島）に対しては、政府は一県一つの復興祈念公園の整備を支援し、各県での震災伝承の中心的な役割を持たせることにした。

2018 年には国土交通省主導により「震災伝承ネットワーク協議会」が設立され、震災伝承をより効果的に行うためのネットワーク化に向けた連携を図ることになった。ネットワーク協議会の主要な取組のひとつが、震災伝承施設の登録制度である。ここに登録されるものは、伝承施設に該当する震災復興伝承館、震災遺構、そして祈念碑や慰靈碑などである。そして、2019 年には東北経済連合会と東北地域づくり協会が「一般財団法人 3.11 伝承ロード推進機構」を設立した。ネットワーク協議会による登録施設は 3 つに分類されており、それらの分類選定基準は下記のようになっている。

第 1 分類

下記の項目のいずれか一つ以上に該当する施設。

- ①災害の教訓が理解できるもの
- ②災害時の防災に貢献できるもの
- ③災害の恐怖や自然の畏怖を理解できるもの
- ④災害における歴史的・学術的価値があるもの
- ⑤その他、災害の実情や教訓の伝承と認められるもの

第 2 分類

第 1 分類のうち、公共交通機関の利便性が高い、近隣に有料又は無料の駐車場がある等、来訪者が訪問しやすい施設。

第 3 分類

第 2 分類のうち、案内員の配置や語り部活動等、来訪者の理解しやすさに配慮している施設。

この分類基準では、震災の伝承に役立つこと、誰もが訪問しやすいこと、来訪者が理解しやすいことという段階をふんでいる。第 1 分類に指定されている施設の中には津波到達地点などに建立された石碑、祈念碑、慰靈碑も含まれている。第 2 分類からは建築物の形をとる伝承施設などが含まれてくる。2022 年末の登録施設の現状は以下のようになっている（図表 1）。

図表1 震災伝承施設の登録状況(2022年12月31日現在)

	施設数（件）	分類の内訳		
		第1分類	第2分類	第3分類
青森県	11	5	5	1
岩手県	121	73	30	18
宮城県	139	76	34	29
(うち仙台市)	(23)	(10)	(8)	(5)
福島県	42	5	24	13
合計	313	159	93	61

出所:震災伝承ネットワーク協議会HPより作成

2022年12月末の段階では被災三県と青森県では313施設が登録されている。そのうち、第1分類が159施設、第2分類が93施設、第3分類が61施設である。県別にみると、宮城県が139施設（うち仙台市が23施設）、岩手県が121施設、福島県が42施設、青森県が11施設である。

政府が支援した復興祈念公園は、岩手県は「高田松原津波復興祈念公園」（陸前高田市）、宮城県は「石巻南浜津波復興祈念公園」（石巻市）であり、いずれも第3分類に指定されている。福島県の復興祈念公園は、津波の被害が大きかった沿岸部の双葉、浪江の両町に2025年度の完成を目指して整備される予定になっている（2021年1月4日から一部暫定利用開始）。

多くの伝承施設は、ただ、資料の展示や映像の放映をしているだけではない。施設には、震災を経験した「語り部」が常駐していることが多く、訪問者に向けて震災当時の状況やその後の復興の様子を説明する。多くの伝承施設はハード（震災遺構、展示品）とソフト（語り部による口話）の融合という形態になっている。

（2）伝承に対する意識

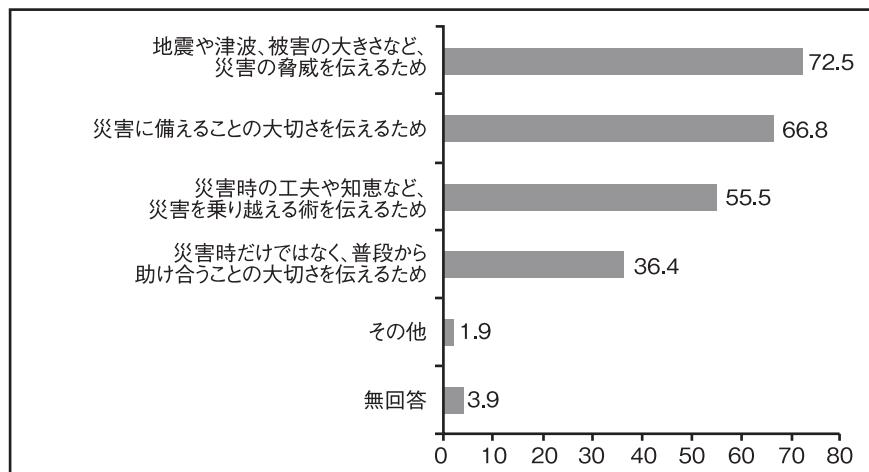
伝承施設の整備はすすんでいるが、被災地の住民の伝承に対する意識はどうであろうか。住民が伝承に対して積極的でないのであれば、いくら施設が整備されたとしても、効果的な伝承は望めない。以下に、仙台市と宮城県の伝承に対する意識をみる。

仙台市では「防災に関する市民意識調査」を実施し、震災の伝承に対する意識を尋ねている²⁾。この調査の設問に「東日本大震災の経験伝承の考え方」がある。そこでは「すでに伝えたり残している」（37.7%）、「いざれは伝えたり、残したりしたい」（37.2%）という回答が得られており、およそ75%が震災伝承に対して積極的に考えている。その一方で、「わからない」（14.5%）と「そう思わない」（3.5%）という回答が約20%を占めており、伝承にあまり前向きでない姿もみられる。

この設問の回答割合を年代別にみると、「すでに伝えたり残している」という積極的な姿勢は、年代が上昇するほど高い傾向にある。60歳代以上は40%を超えており、20歳台から50歳台までは、若い世代から22.0%、30.2%、37.6%、35.7%である。年代があがむにつれて積極的な姿勢になっているが、60歳代以上と比較するとその比率は低くなっている。

いる。つづいて、同調査では経験伝承に対する考え方として、「すでに伝えたり残している」と「いずれは伝えたり、残したりしたい」と回答した人に対して、伝承したい理由を尋ねている（図表2）。

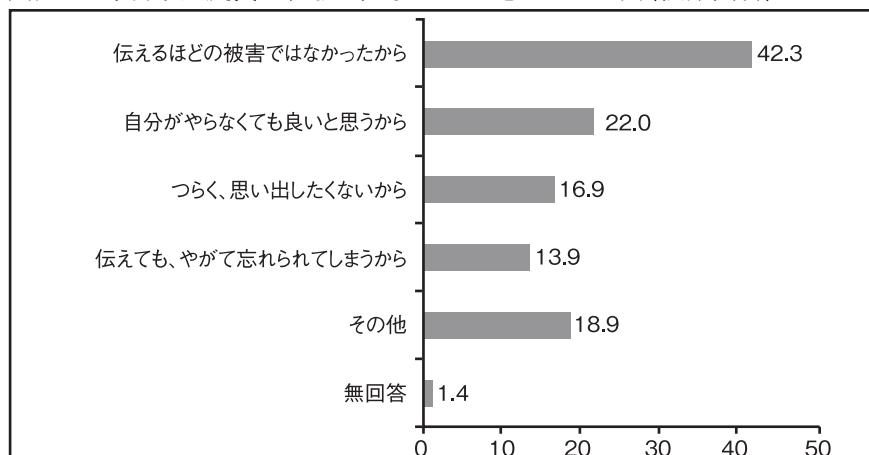
図表2 東日本大震災の経験を伝承したい理由（複数回答）



単位:% 出所：仙台市「防災に関する市民意識調査」（令和元年）

これより、「地震や津波、被害の大きさなど災害の脅威を伝えるため」(72.5%)、「災害に備えることの大切さを伝えるため」(66.8%)、「災害時の工夫や知恵など、災害を乗り越える術を伝えるため」(55.5%)、「災害時だけではなく、普段から助け合うことの大切さを伝えるため」(36.4%)という回答結果が得られており、災害の脅威を伝えることと、災害への備えが大切だという意思が強いことがわかる。さらに、経験伝承に対する考え方として、「そう思わない」と「わからない」という伝承にあまり前向きでない回答をした人に対して、伝承したいと思わない理由を尋ねている（図表3）。

図表3 東日本大震災の経験を伝承したいと思わない理由（複数回答）



単位:% 出所：図表2と同様

ここからは、「伝えるほどの被害ではなかったから」(42.3%)、「自分がやらなくても良いと思うから」(22.0%)、「つらく、思い出したくないから」(16.9%)、「伝えて、やがて

て忘れられてしまうから」(13.9%)という回答が得られている。

なお、「伝えるほどの被害ではなかったから」という回答は、仙台市の区別にみれば少し変わった結果になる。海岸線に面しており津波被害が大きかった宮城野区(37.8%)と若林区(33.3%)では、伝えるほどの被害ではないという意見は相対的に低い。このことからも、東日本大震災の特徴は津波災害だということがわかる。なお、つらく思い出したくないとか、伝えても忘れられてしまうという回答が一定数にのぼっている。これらの回答結果からは、震災経験によって心が折れてしまった様子と、そもそも伝承への期待がないことがみてとれる。

宮城県では政策評価、施策評価に活用するため、毎年「宮城県民意識調査」を実施している。その中の防災意識の項目で「地震・津波・風水害等の自然災害に備え、日頃行っている対策」を尋ねている³⁾。ここでは、「震災の経験や教訓を学ぶこと、伝えること」と回答した割合は20.9%となっている。年齢別にみると、65歳以上は23.1%、65歳未満は19.4%であり、仙台市民と同様に年齢が高くなるほど伝承に対して積極的な姿勢がみられる。さらに地域別にみると、津波災害の被害が大きかった沿岸部の気仙沼・本吉圏域と石巻圏域が、それぞれ27.0%、22.5%と県平均よりも高くなっている。仙台市と宮城県の意識調査の結果からは、高齢世代と津波災害の被害が大きかった沿岸部の居住者が、震災伝承に関しては積極的である様子がみてとれる。

IV 震災伝承方法の分類

本章では伝承方法の検討を行う。震災伝承に関わる議論は、それがもつ機能や特徴に対する検討はあまりなされず、次世代への継承を含め、そのあるべき姿が論じられることが多かった。むろん、次世代への継承や理想の伝承の議論は必要であるが、伝承方法の特徴をふまえることで新たな知見が提供できる。以下に、伝承方法を根本・矢口(2021)を参考に、そこに岩手県釜石市の事例で重要性が認識された震災教育を含んで分類し、個々の伝承方法の特徴を論じる。

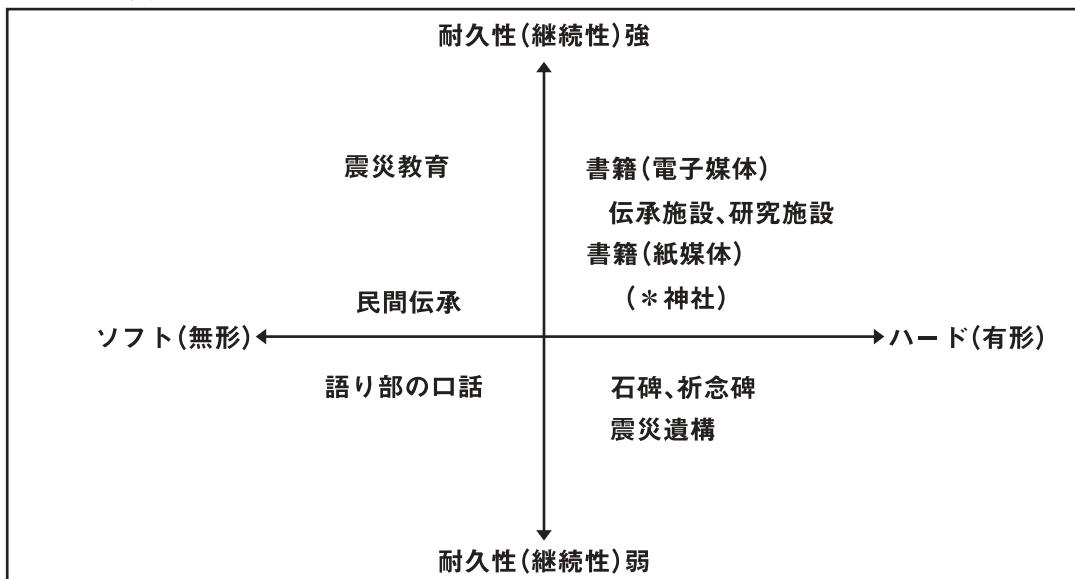
伝承方法の代表的なものは、伝承施設と研究施設である。これは、根本・矢口(2011)であげた、③災害資料展示施設と、④災害研究施設に該当する。これらの施設では、震災の様子を伝える各種の展示品、震災当時の状況が撮影された映像資料を見ることができるほか、研究機能を有しているものもある。研究施設の中には伝承施設として登録されていないものや遺構が存在しないものもあるが、震災の被害を次世代に継承する役目がある⁴⁾。

震災遺構は、それを中心にして伝承施設や公園を整備したものと、遺構を単独の形のまま保存しているものがある。その意味で前者の形態は、震災遺構と伝承施設が一体化しているが、ここでは別のものとして扱う。伝承施設、研究施設、そして震災遺構は、基本的には物理的な形のある建物であり、様態からみればハードに分類される。

その一方で、震災伝承には形のないものもある。その代表例は語り部の口話である。前述したように、語り部の口話は伝承施設内で行われることが多いが、ここでは機能に注目して、伝承施設とはわけて考える。さらには、「津波てんでんこ」や「いなむらの火」のような古くから伝わる伝承、口話、物語としての民間伝承がある。そして、過去の震災被害から得られた教訓や民間伝承を整理して、それらを公教育のなかで展開する震災教育もソフトに分類される。

もう一つの分類の軸は、耐久性がどれくらいあるかである。耐久性は資本の耐久性という言葉に代表されるように、物理的に形のあるハードに適用されるものであるが、それは時間的、空間的に継続可能かということをあらわすので、形のないソフトへの適用を考慮すれば、継続性という言葉を補ったほうが適切に意味をあらわすと思われる。伝承方法をハードかソフトか、そして耐久性ないしは継続性が強いか弱いかという区分から分類したのが、以下の図である（図表4）。

図表4 震災伝承方法の分類



注意：上記の分類は何らかの基準を定めた絶対的なものではなく、各震災伝承方法の相対的な位置を示したものにすぎない。
出所：根本・矢口(2021)を参考にして作成

個別の伝承方法は4象限の図のなかに配置される。そのなかで、ハードかつ耐久性が強いものは伝承施設や研究施設である。これらは建築物であるから物理的には建物の耐用年数だけ耐久性がある。維持管理費用をかけて修繕を施していくれば耐久性は持続する⁵⁾。さらに、震災の記録や映像を電子媒体の形で残しあけば、建築物よりも耐久性は強くなる。その一方で、津波の到達地点に建てられる石碑や祈念碑は、実際の到達地点を知らせるという意味では臨場感があり、それらの整備にかかる費用は伝承施設と比較すれば安価である。しかし、それらは朽ち果てていくものであるゆえに耐久性は劣る。

耐久性の視点からみると、震災遺構はそれが弱い。震災遺構は津波によって傷ついた建物をほぼそのままの形で保存しているため、新しく作成した展示品よりも、はるかに震災の恐怖を伝えるアピール力は強い。しかし、震災遺構をそのままの形で維持していくためには多額の費用がかかるし、経年劣化にくわえて津波による塩分劣化も生じる。

次に、ソフトの伝承方法に話を移すと、耐久性の強いものに震災教育があげられる。ここでいう震災教育とは、公教育の形で、震災伝承が学校教育の中で継続的に教えられていくものを指している⁶⁾。前述したように、岩手県釜石市では「津波てんでんこ」の教えを継承し、学校で行う避難訓練にもその考えにもとづいて実施してきた。そのことが、「釜石の奇跡」と呼ばれている、市内の小中学校の迅速な避難行動につながった。その点では、

民間伝承も重要ではあるが、それが震災の教訓として機能していくにはフォーマルな形をもたなければならない。そのための有効な手段が民間伝承の公教育への取り込みである。

継続性という軸からは、語り部による口話は弱いものがある。実際、語り部の高齢化という問題は避けて通れない現象である。これは、先の戦争から時間が経ち、戦争体験者が少なくなっていることと共通している。口話は人間がたずさわるものなので、それらは次の世代に引き継いでいかなくてはならない。現状、語り部の口話はあまり収益があがる活動ではないため、継続性という点では問題がある。

なお、図表4の第1象限内に神社をあげている。これは震災伝承そのものを直接の目的としたものではないが、震災伝承としての機能をもつものである。一例としては、仙台市若林区霞目（かすみのめ）の浪分神社がある。この神社は1702年に海岸から約5.5キロ離れた場所に建立された。江戸時代の大地震による津波がちょうど神社のところで二手に分かれて引いて行った場所だと伝えられ、津波浸水地域との境目に建てられたと言われている。それは、津波の到達点を神の御神託の力を借りてでも、後世に伝えようとした当時の人々の知恵だとも言える⁷⁾。

なお、図表4には直接示してはいないが、書籍のなかでも小説やルポルタージュにも伝承としての機能を果たすものがある。むろん、それらは時代を超えて読み継がれるようなものを指している。その点では、東日本大震災の際にあらためて注目された吉村昭の『三陸海岸大津波』が例として挙げる。同書は、三陸海岸を襲った明治29年、昭和8年の大津波、そして昭和35年のチリ大震災大津波の被害状況を克明に取材して著された記録文学である。このような書籍が長く読み続けられることは、それは伝承としての機能を果たすだろう。

V 伝承に関わる課題

本章では、これまでの検討や得られた知見を参考にして、震災伝承に関わる問題を論じる。まず、伝承のあり方やそのスタンスに関わる論点を示し、さらに、伝承を風化させずに後世に残していくための課題と方策を論じる。

(1) 伝承のあり方について

震災伝承の重要性は、震災がもたらした被害の甚大さや、地震大国である日本にとっての防災・減災対策を考慮すれば自明である。前述した仙台市民の意識調査においても、震災経験を「すでに伝えたり残している」、「いずれは伝えたり、残したりしたい」と4人に3人は回答している。

また、島他（2010）が示しているように、阪神・淡路大震災の被災地である神戸市とそうでない横浜市では、大震災の忘却というところでは両市に有意な差がみられたが、大地震の備えという点では有意な差はなかった。これは、震災経験がなくても災害への備えの重要性は映像などで十分に伝わっていくことをあらわしている。その意味で震災伝承は、経済学でいうところの外務経済効果がある。なお、仙台市民を対象にした意識調査では、伝承をしたくない理由もあげられた。そこでは「伝えるほどの被害ではなかったから」と「自分がやらなくても良いと思うから」という回答があった。これらの意見は、伝承という行為自体を否定しているものではないと思われる。自分がやらなくてもいいと思うことは、

他の誰かがやればいいということであるから、伝承を個人の自由意思だけに任せることは、それが不十分なものになるいことを示唆している。

つづいて、震災伝承施設や震災遺構側を訪問することの姿勢である。伝承施設や震災遺構は、素直に言えば災害がもたらした不幸が展示されている場所であり、被災者からみればつらい思い出を再起させる場所でもある。仙台市民を対象にした意識調査では、伝承したくない理由として「つらく、思い出したくないから」という回答が一定数あった。そのような意見を尊重すれば、伝承施設や震災遺構をレジャー感覚で訪問することのためらいさえも感じさせる。しかし、伝承施設や震災遺構を災害の恐怖を知り、防災の備えを学ぶ場としてだけ考えると、それらへの訪問数は伸びないであろう。

その点では、渡邊他（2021）による詳細なアンケート調査から得られた知見が参考になる。人々は学びの場であることだけを期待して伝承施設や震災遺構を訪問するのではなく、被災地の名産品を食べることも、被災地を訪問する理由として多数あげている。その点をふまえて同研究では、被災地域の食を売りにして震災学習のきっかけとすることを提案している⁸⁾。

この提案に対しては、震災を売り物にするのかという反論も考えられるが、伝承が被災地以外にも及ぶという効果を考慮すれば、それは有効なことである。また、被災地の経済復興という視点からも、観光による被災地域の活性化という効果が期待できる⁹⁾。被災地にとっては、伝承施設や震災遺構は観光資源としての性格を保持しており、地域の観光施策に積極的に組み込んでいくことが重要である。

（2）伝承の継続について

震災伝承を継続させ、次世代の共通資産として後世に残していくことは重要なことではあるが、そのための課題は多い。まず指摘することは、伝承施設や震災遺構の維持・管理である。特に震災遺構は、門倉他（2019）と渡邊他（2021）で示しているように、訪問者の防災行動の変化に有意な影響を与えている。そのため、保存の重要性は高いが、その劣化は甚だしく、見学に耐えるには補修が必要になり、維持のためには多額の費用が生じる。この問題を如実にあらわす例に、「気仙沼市東日本大震災機構・伝承館」の会計収支の問題がある。

この伝承館は旧気仙沼向洋高校跡地に整備されたものであり、そこでは被災した校舎をほぼそのままの形で震災遺構として残している。津波で流されてきた自動車の残骸が校舎に押し寄せた姿は、津波の恐怖をあらためて認識させる。当初、気仙沼市では校舎の一部しか保存しないつもりであったが、市民アンケートにより、校舎のかなりの部分を保存することになった。この処置によって、年間維持費はほぼ2倍となった。そのことが伝承館の収支に影響を及ぼし、1年間の収支均衡を達成するためには、気仙沼市の人口を上回る75,000人の集客が必要になるという¹⁰⁾。震災遺構といえども、その維持、管理のために公費を使い続けることは難しい。このことは、他の震災遺構にも当てはまる。今後は、入館料収入以外にも、クラウドファンディングのような独自の資金調達手法を導入する必要がある。

さらには、語り部の高齢化も伝承の継続という点では課題になる。語り部による口話は、被災の経験者だからこそ語れる内容であり、心に訴える力をもっている。しかし、意識調

査で確認できたように、伝承に積極的な姿勢をみせるのは高齢世代であった。それは近い将来、語り部がいなくなるかもしれないという悲観的な予想さえなりたつ。ふりかえると、過去の震災でも語り部という形式はとらなくても、震災を直に経験した世代が次世代にその恐怖や災害に備えるための知恵を授けてきた。それが、世代を超えて継承されるかが問われており、そのためには何らかの仕組みが必要になる。この仕組みとしては、公の震災教育が有効に機能する。民間伝承と震災教育は、代替の関係にあるのではなく、補完関係にあることをあらためて強調したい。

なお、震災教育を充実させるためには、既存の伝承施設や研究施設の活用が有効である。一例をあげると、福島県田村郡三春町の「コミュタン福島」では、展示物の他にも立体シアターなどの最新の科学的な教育教材を設置し、放射線の影響をわかりやすく教えてくれる。実際、同施設は福島県内の小学校の指定見学施設になっている。さらに、福島県双葉郡双葉町の「東日本大震災・原子力災害伝承館」は、原子力災害のはじまりから、発電所事故直後の対応、地域住民の避難生活の様子といった内容をありのままに伝えてくれる。特定の団体や思想の擁護、糾弾を主目的とするのではなく、原子力災害の実態を忠実に紹介することは、次世代への伝承という観点からしても意義深い¹¹⁾。

震災伝承の継続という点では、被災地のまちづくりのあり方も問われる。五十嵐(2018)で論じられたように、伝承施設や震災遺構をどのような形態にするかということは、復興のまちづくりのスタンスを表明する機会となる。震災の面影もないまちづくりは、もう復興したという姿勢を全面的にアピールする意味ではよいのかもしれないが、それでは次世代への継承は難しい。まちの中に伝承施設や震災遺構が存在する姿は、被災地にとっては自然なことであり、その姿こそが伝承として機能する。

VII おわりに

本稿では、震災伝承方法の現状の紹介と検討を通じて、伝承が継続するための課題を論じてきた。ここで主張してきたことは、震災の恐怖とそこから得られた教訓を風化させることなく、次に来る災害への備えとし活かすことが必要だということである。それは、つらく悲惨な災害経験を、日々の生活に根ざした防災文化へと熟成させていくことだと言ってもよい。災害大国日本にとって、震災に限らず災害の伝承は重要で、その継続性は問い合わせなければならない。伝承は防災文化を形成するための有力な手段になるからである。

アメリカの政治学者、ロバート・パットナムによって有名になった概念として、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）がある。それは、人々の協調行動が活発になり社会の効率性を高めるには、信頼関係、規範、ネットワークの蓄積の重要性を説いたものである。この議論は、震災伝承にも当てはまるだろう。より強固で堅実な伝承方法を経ることで、震災伝承はネットワーク化され、地域のソーシャル・キャピタルとして根づいていく。

注

- 1) 共同研究は、阪神・淡路大震災の被災自治体や震災伝承施設を直接訪問し、現地視察や有識者へのヒアリング調査を通じて、今後の震災伝承やそれを活かしたまちづくりに関する研究を志向するものであった。しかし、ここ数年のコロナウイルスの影響により、現地視察やヒアリング調査は断念せざるをえなかった。なお、本稿は研究代表

者独自の見解を含んでいる。そのため、本稿にありうる誤謬等は全て研究代表者(矢口)に帰するものである。

- 2) 直近の調査は令和元年で、調査時期は令和元年10月11日～10月21日であり、有効回答件数は1,969件である。なお、同調査では震災伝承のことを「経験伝承」と表現している。
- 3) 調査時期は令和3年11月25日～12月20日であり、有効回答件数は1,803件である。
- 4) 兵庫県の「人と防災未来センター」内には、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科がある。施設内に大学院を設置することは、震災伝承と研究の融合化が進展することが期待できる。
- 5) 伝承施設や研究施設でも、伝承や研究活動を継続的に行わなければ、総合的な視点でみた耐久性は低くなる。これは、箱モノだけ残るという状態である。
- 6) 2017年と18年に改訂された学習指導要領では、防災に関する内容を拡充している。
- 7) 東日本大震災の津波は仙台東部道路にせき止められる格好ではあったが、浪分神社の2キロ手前で止まっている。
- 8) 渡邊他(2021)276頁。
- 9) 「一般財団法人3.11伝承ロード推進機構」は、震災ツーリズムを防災力の向上と地域の活性化を目標にして活動している。詳しくは、原田(2020)11頁を参照のこと。
- 10) 「気仙沼市東日本大震災機構・伝承館」の現地視察の内容は、根本他(2021)63-64頁を参照のこと。
- 11) 「コミュニケーション福島」と「東日本大震災・原子力災害伝承館」の現地視察の内容は本稿の補論を参照のこと。

参考文献

- ・五十嵐大貴「震災遺構の保存は被災地に何をもたらすのかーたろう観光ホテル・奇跡の一本松を事例としてー」現代行動科学会誌第34号、2018年、60-70頁
- ・今村文彦「東日本大震災からの伝承活動と遺構・施設について」津波工学研究報告第39号、2022年、101-111頁。
- ・門倉七海・佐藤翔輔・今村文彦「仙台市復興メモリアル施設の利用実態と利用評価に関する調査分析ー仙台3.11メモリアル交流館と震災遺構荒浜小学校ー」地域安全学会論文集No35、2019年11月、191-198頁。
- ・島晃一・片田敏孝・木村さやか「被災経験の風化と災害文化の定着課程に関する一考察」土木計画学研究発表会講演集41巻No320、2010年6月
- ・根本敏則・矢口和宏・石井一郎・加藤博敏・藤森孝幸「東日本大震災の伝承ネットワーク(総合地域研究所令和2年度共同研究報告)」敬愛大学総合地域研究第11号、2021年3月、59-78頁。
- ・根本敏則・矢口和宏「東日本大震災伝承ネットワーク」計画行政第44巻第3号、2021年8月、21-26頁。
- ・原田吉信「産学官民の連携による震災での伝承～動き出した「伝承ツーリズム」～」東北活性研、Vol.40(2020夏季号)、2020年、6-11頁。
- ・渡邊勇・佐藤翔輔・今村文彦「東日本大震災の震災伝承施設の実態把握と効果的な利活

用のための提案：来訪者の目的と防災行動変容への効果に着目して」地域安全学会論文集 No.39、2021 年 11 月、267-277 頁。

補論

以下に、補論として、敬愛大学総合地域研究所・令和 2 年度共同研究『東日本大震災の伝承ネットワーク』(研究代表者：根本敏則)』で行った、福島県内の震災伝承施設等の視察報告を掲載する。視察は、研究代表者である根本敏則経済学部教授と矢口が 2021 年 3 月（令和 2 年度 3 月）に実施した。

1 相馬市伝承鎮魂祈念館

- 1：視察先：相馬市伝承鎮魂祈念館（福島県相馬市）
- 2：日 時：2021 年 3 月 15 日 13 時 00 分～14 時 30 分
- 3：資 料：特になし
- 4：案内役：井島順子氏（相馬市観光協会 相馬市復興支援員）
語り部：五十嵐ひで子氏（相馬市居住者）
- 5：概要

相馬市伝承鎮魂祈念館は、相馬市営による伝承施設である。建物自体はそんなに大きくはないが、津波がおしよせた時の映像資料を視聴することができる。

相馬市の死者は 458 人であり、4,500 人が避難生活をおくった。相馬市は農業と漁業の盛んなまちであり、それらの産業に与えた被害は大きかった。それらの主な原因は、津波による田畠の塩化と原子力発電所事故による風評被害である。農業では、津波により塩田と化した田の塩ぬきに苦労を要した。収穫された米の放射能測定は、震災後から昨年までは全数調査を行っていたが、次年度からは抽出調査になる。また、漁業はいまだ部分操業しか行われていない段階である。参考として、我々が夕食を探った市内の居酒屋においても、「地のさかな」は提供されていない。つづいて、語り部の五十嵐ひで子さんによる口演の要点を以下に示す。

五十嵐さんは震災当時、相馬市内で家族による民宿経営に携わっていた。震災による津浪によって、旦那様を亡くされ、ご本人も津波にのまれ入院するという被害にもあわれた。五十嵐さんの話によれば、地震の揺れは 2021 年 2 月 13 日の「福島県沖地震」のほうが 3.11 の時よりも大きかったということである。ただ、3.11 は津波やその後に続いた余震による影響が大きい。

相馬は、岩手や宮城の地域と比較して津波に対する危機意識が弱かったという側面を指摘している。実際、東日本大震災が発生した当時は、地震後 1 時間ほどして津波が押し寄せた。そのため、一度は避難を考えたが、なかなか津波が来なかつたので安心して家に帰宅して被災するというケースもあった。さらに、市などによる避難の呼びかけもほとんど聞こえなかったということである。もともと、相馬は過去の大きな地震（明治三陸地震、昭和三陸地震、チリ地震、宮城沖地震）の際にも津波被害はほとんどなく、水産加工施設がある市の磯部地区では地形的な背景もあり、「磯部に津波は来ない」という言い伝えもあったという。

2 東日本大震災・原子力災害伝承館

- 1：視察先：東日本大震災・原子力災害伝承館（福島県双葉郡双葉町）
- 2：日 時：2021年3月15日 15時10分～17時00分
- 3：資 料：東日本大震災・原子力災害伝承館（あの日からの経験、みらいへの教訓）
- 4：語り部：大河内喜男氏（いわき語り部の会）
- 5：概要

東日本大震災・原子力災害伝承館は、2020年9月20日に開館された県営による伝承館である。館内は2階建てであり、当時の映像資料を視聴できるシアターもある。展示物は、主に原子力災害に関するものがメインであり、「3.11の原子力災害のはじまり」、「原子力発電所事故直後の対応」、「避難生活を強いられた県民の想い」、「長期化する原子力災害の実態」、「復興への挑戦」といったテーマにもとづいて、展示物や資料が公開されている。館内のワークショップスペースでは、日に4回語り部による口演が行われている。なお、伝承館に登録している語り部は29人存在する。以下に、大河内喜男氏（いわき語り部の会）による口演の要点を示す。なお、語り部の居住地はいわき市であり、ここで紹介する例はいわきが対象である。

3.11の地震後は、あまり避難しないケースが多くみられ、車で避難して渋滞に巻きこまれて津波被害にあったケースも多かった。そのため、震災の教訓は「いちはやく避難所に！」ということにつきる。いわき市では避難所生活が2カ月続くことがあり、その後で共同住宅形式の仮設住宅に移った。特にいわき市民は戸建て住宅に居住している方が多かったので、共同住宅に慣れていないことから、共同住宅ならではの問題が生じるケースがあった。あらためて思うことは、いわきでは震災の伝承が語り継がれていないということである。そのため、語り部は自分が「生かされた人間である」という意識から、語り部活動を6年間つづけている。

3 中間貯蔵施設

- 1：視察先：中間貯蔵施設（福島県双葉郡大熊町）
- 2：日 時：2021年3月16日 10:00～11:45
- 3：資 料：中間貯蔵施設について（環境省 2021年3月）
- 4：案内役：長谷川敬洋氏（環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官（総括））
5. 概要：

中間貯蔵施設は福島県の大熊町と双葉町にまたがる約1,600haを区域としている。このうち、大熊町が約1,100ha、双葉町が約500haとなっており、帰還困難区域に立地しているため、周辺に住民はいない。本施設では、放射能の除染で発生した土壤や廃棄物に対して、受入・分別施設、土壤貯蔵施設を整備している。特に、福島県内で発生した、①仮置場等に保管されている除染に伴う土壤や廃棄物、②10万Bq/kgを超える放射性セシウム濃度の燃却灰等を貯蔵する。輸送対象物量は約1,400万m³であり、既に約75%にあたる約1,050.8万m³がすでに輸送されている（2021年3月11日現在）。なお、この施設はあくまでも中間貯蔵のためのものであり、中間貯蔵開始後30年以内に県外での最終処分を完了するため

の暫定的なものである。

中間貯蔵事業は、用地取得、施設整備、輸送、処理・貯蔵というプロセスにそって進められている。全体面積に占める用地の割合は、民有地が約 1,270ha（約 79%）、公有地が約 330ha（約 21%）である。施設なかで主要なものは、受入・分別施設である。それはジョイントベンチャー方式により民間の建設会社（ゼネコン）によって運営されている。輸送は、県内から専用トラックによって中間貯蔵施設まで運搬され、専用トラックの走行状況は GPS により 1 分単位で位置情報が管理されている。環境省では、専用トラックの走行のために、中間貯蔵施設周辺の道路整備、さらには周辺道路に専用パーキングエリアも整備を行っている。処理・貯蔵は、受入・分別施設内でフレコンバックからふるいにかけ、可燃物（袋、草木・根など）と金属等の異物を取り除いた後、ダンプトラック又はベルトコンベアで土壌貯蔵施設の入口まで運搬される。また、可燃物は減容化施設（仮設焼却施設・仮設灰処理施設）に運搬されるしくみになっている。

図表 輸送用トラック



出所：中間貯蔵施設HPより

4 コミュタン福島

1：観察先：福島県環境創造センター交流棟コミュタン福島（福島県田村郡三春町）

2：日 時：2021年3月17日 10時00分～11時45分

3：資 料：コミュタン福島（リーフレット）

4：案内役：太田文枝氏（コミュタン福島 教育ディレクター）

小又智輝氏（コミュタン福島 業務責任者運営ディレクター）

5：概 要

コミュタン福島は、福島県環境創造センター内の交流棟になる施設である。施設は2階建てであり、展示物や立体シアター、さらには「触れる地球儀」も設置されている。館内では、「福島の3.11から」、「ふくしまの環境のいま」、「放射線ラボ」、「環境創造ラボ」、「環境創造シアター」、「触れる地球」といったテーマにもとづいて、展示物や資料が公開されている。さらに、当施設は福島県内の小学校の指定見学施設にもなっている。施設内では案内役の太田氏から以下の説明を伺った。

震災によって福島県では約 16 万人が避難を迫られた。もちろん、それらの人すべてが帰

還したわけではなく、別の地で新しい生活に入った人も多い。現状では、東京電力福島原子力発電所のある大熊町では、町の40%が帰還可能となっている。双葉町では駅周辺が帰還可能となったが、帰還者は今のところいない状態である。また、原子力発電所の廃炉作業に携わる人の40%は福島県内の人であるが、残りの60%は県外の方である。

つづいて、小又氏からは放射線被ばくに関する説明をいただいた。放射線の単位でベクレル（Bq）は放射能の強さをあらわす単位で、シーベルト（Sv）は人が受ける放射線被ばく線量の単位のことをいう。1年間で1ミリシーベルトの被ばく線量は、1時間当たりでは0.23マイクロシーベルトになる。また、1年間で20ミリシーベルトの被ばく線量は、1時間当たりでは3.8マイクロシーベルトになる。特に、1年間で20ミリシーベルトの被ばく線量がある地域は、国が除染を行うことになっている。

放射線被ばく量の規準は、1年間当たり1ミリシーベルトと20ミリシーベルトが混在するという二重基準になっている。新聞等に掲載されるのは前者であり、時間当たりに換算したマイクロシーベルトの数値がよく登場する。実際のところ、1年間1ミリシーベルトは厳しい基準であり、年間20ミリシーベルトの被ばく量でも健康に問題はないのではないかという見解もある。